

# 放送大学学園の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員賞与の額は、本学園の収支状況等役員の職務実績に応じ、増額又は減額することができるが、平成23年度における増減はなかった。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

①業務運営計画に示した学生数拡大に係る数値目標が達成できなかったことにより平成22年4月から引き下げていた本給月額について、学生数の増加を受け、引下げ前の水準に改訂した。  
 ②平成22年の人事院勧告への対応として引き下げていた勤勉手当について、職務実績(勤務成績)が良好(標準)である者の夏季支給月額を、100分の75から100分の72.5に改訂し、冬季支給月額を、100分の70から100分の72.5に改訂した。なお、この改訂は、年間支給月額を変えないまま通年で支給月額を平準化するものである。

理事

平成22年の人事院勧告への対応として引き下げていた勤勉手当について、職務実績(勤務成績)が良好(標準)である者の夏季支給月額を、100分の75から100分の72.5に改訂し、冬季支給月額を、100分の70から100分の72.5に改訂した。なお、この改訂は、年間支給月額を変えないまま通年で支給月額を平準化するものである。

理事(非常勤)

改訂なし

監事

理事に同じ

監事(非常勤)

改訂なし

### 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	千円	千円	
法人の長	16,227	12,156	2,856	1,215 (特別調整手当)	H23.4.1		
A理事	14,667	10,802	2,769	1,096 (特別調整手当、通勤手当)	H23.5.1		※
B理事	14,726	9,876	3,682	1,168 (特別調整手当、通勤手当)			◇
C理事	6,012	4,938	581	493 (特別調整手当)	H23.10.1		

D理事	千円 15,270	千円 9,876	千円 3,829	千円 1,565 (特別調整手当、通勤手当)			◇
E理事	千円 10,103	千円 7,407	千円 1,938	千円 758 (特別調整手当、通勤手当)	H23.5.30		
F理事	千円 1,080	千円 982	千円 0	千円 98 (特別調整手当)		H23.4.30	※
G理事	千円 7,282	千円 4,938	千円 1,744	千円 600 (特別調整手当、通勤手当)		H23.9.30	※
H理事	千円 925	千円 823	千円 0	千円 102 (特別調整手当、通勤手当)	H23.4.1	H23.4.30	
I理事 (非常勤)	千円 204	千円 204	千円 0	千円 0 ( )			
J理事 (非常勤)	千円 204	千円 204	千円 0	千円 0 ( )			※
K理事 (非常勤)	千円 204	千円 204	千円 0	千円 0 ( )			
A監事	千円 12,827	千円 8,496	千円 3,167	千円 1,164 (特別調整手当、通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 204	千円 204	千円 0	千円 0 ( )			

注1:「特別調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。  
退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄としている。

### 3 役員退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円 8,674	年 6	月 0	H23.3.31	1	放送大学学園評価委員会により業績の評価に基づき決定	*
理事	千円 5,892	年 4	月 0	H23.4.30	1	放送大学学園評価委員会により業績の評価に基づき決定	※
理事	千円 2,469	年 2	月 0	H23.3.31	1	放送大学学園評価委員会により業績の評価に基づき決定	※
理事	千円 102	年 0	月 1	H23.4.30	1	放送大学学園評価委員会により業績の評価に基づき決定	
理事	千円 3,703	年 3	月 0	H23.9.30	1	放送大学学園評価委員会により業績の評価に基づき決定	※

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。  
退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

人員配置や給与体系の見直し等を通じて適正な人件費管理を行う。

#### ② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員給与制度の改革の動向や、国立大学法人及び他の学校法人の給与水準等の動向を勘案の上、検討を行う。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績に応じて勤勉手当の支給割合の増減を行うほか、昇給号俸数を多段階に区別して実施している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	勤務成績に応じて支給割合を増減している。
本給月額	勤務成績に応じて昇給号俸数を多段階に区別している。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

①平成22年の人事院勧告への対応として引き下げていた勤勉手当について、職務実績（勤務成績）が良好（標準）である者の夏季支給月額を、100分の67から100分の64.5に改訂し、冬季支給月額を、100分の62から100分の64.5に改訂した。なお、この改訂は、年間支給月額を変えないまま通年で支給月額を平準化するものである。

②平成18年度の国家公務員の給与構造改革後、平成22年度までの経過措置として全職員の昇給を毎年1号俸抑制してきたが、国家公務員給与制度にならい、民間よりも給与水準が下回っている若年中堅層について、これまで抑制されてきた昇給の回復に充てるため、43歳に満たない職員の平成23年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とした。

### 2 職員給与の支給状況

#### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 212	歳 47.5	千円 7,851	千円 5,860	千円 174	千円 1,991
事務・技術	人 141	歳 43.4	千円 6,939	千円 5,191	千円 159	千円 1,748
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 71	歳 55.7	千円 9,662	千円 7,188	千円 205	千円 2,474
在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

任期付職員	人 2	歳 注	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注: 該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外  
は記載していない。

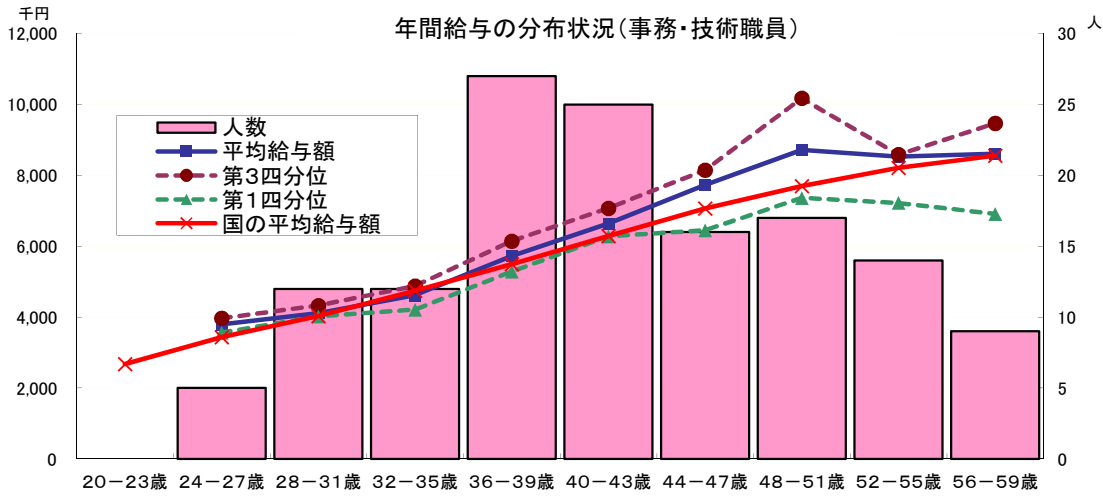
再任用職員	人 13	歳 64.0	千円 5,403	千円 4,018	千円 125	千円 1,385
事務・技術	人 13	歳 64.0	千円 5,403	千円 4,018	千円 125	千円 1,385
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

年俸制職員	人 36	歳 67.9	千円 7,033	千円 7,033	千円 132	千円 0
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 36	歳 67.9	千円 7,033	千円 7,033	千円 132	千円 0

非常勤職員	人 164	歳 44.3	千円 3,286	千円 2,485	千円 120	千円 801
事務・技術	人 164	歳 44.3	千円 3,286	千円 2,485	千円 120	千円 801
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))  
 [再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



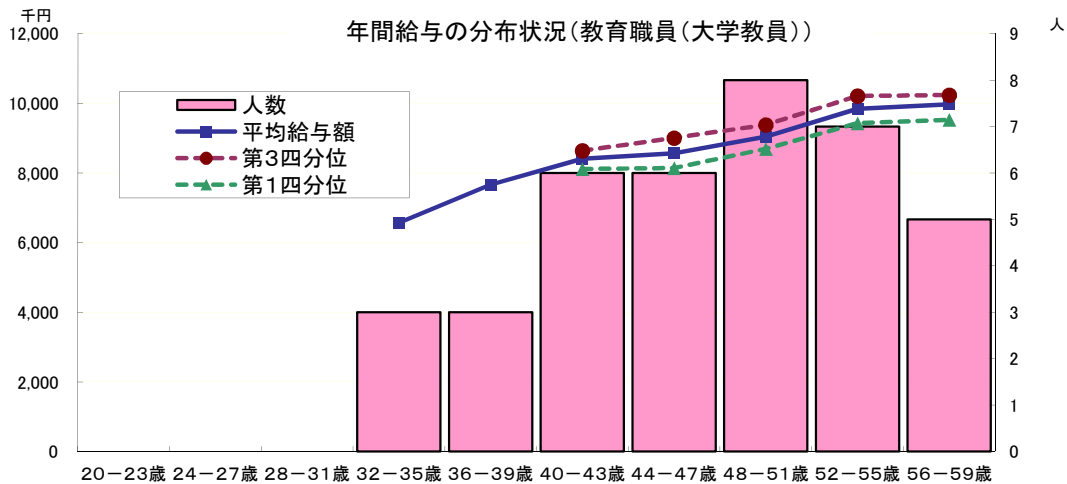
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位			
本部局長	1	—	—	—	—	—	—
本部部長	4	53.0	—	—	11,717	—	—
本部次長	4	47.0	—	—	10,420	—	—
本部課長	10	53.6	10,068	—	10,202	10,324	—
本部課長補佐	20	51.1	7,355	—	7,665	7,954	—
本部係長	48	42.6	6,158	—	6,474	7,051	—
本部主任	18	37.4	4,951	—	5,294	5,594	—
本部係員	23	31.2	3,890	—	4,035	4,326	—
地方課長	5	56.3	8,361	—	8,380	9,473	—
地方係長	10	49.3	6,297	—	6,717	7,085	—

注1:本部局長については、該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるため、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

注2:本部部長、及び本部次長については4名のため、第1四分位及び第3四分位については表示していない。



注:年齢32-35歳、36-39歳の該当者はそれぞれ3名のため、第1四分位及び第3四分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	48	61.0	9,605	10,025	10,238
准教授	22	45.1	8,013	8,384	8,691
助教	1	—	—	—	—

注:助教については、該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるため、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員／常勤職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員	本部係長、地方係長、本部主任、地方主任	本部係長、地方係長	本部課長補佐、地方課長
人員(割合)	141	4 (2.8%)	20 (14.2%)	23 (16.3%)	51 (36.2%)	2 (1.4%)
年齢(最高～最低)		27～25	40～25	59～33	55～37	～
所定内給与年額(最高～最低)		3,070 ～2,472	3,491 ～2,547	5,172 ～3,433	5,906 ～3,941	～
年間給与額(最高～最低)		3,971 ～3,288	4,555 ～3,361	6,912 ～4,624	7,625 ～5,321	～

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		本部課長補佐、地方課長	本部課長	本部部長、本部次長	本部部長	本部局長
人員(割合)		22 (15.6%)	12 (8.5%)	4 (2.8%)	2 (1.4%)	1 (0.7%)
年齢(最高～最低)		62～39	62～43	49～49	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		7,208 ～5,010	7,794 ～7,119	8,232 ～7,533	～	～
年間給与額(最高～最低)		9,749 ～6,872	10,467 ～9,852	11,351 ～10,180	～	～

注:5級、9級及び10級の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(任期付職員／常勤職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員	本部係長、地方係長、本部主任、地方主任	本部係長、地方係長	本部課長補佐、地方課長
人員(割合)	2	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)
年齢(最高～最低)		～	～	～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	～	～	～	～
年間給与額(最高～最低)		～	～	～	～	～

注:任期付職員の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助教	准教授、講師	准教授	教授	教授
人員(割合)	71	1 (1.4%)	( ) (%)	22 (31.0%)	48 (67.6%)	( ) (%)
年齢(最高～最低)		～	～	66～34	69～47	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	～	7,891 ～5,084	9,146 ～6,488	～
年間給与額(最高～最低)		～	～	10,479 ～6,886	12,609 ～8,760	～

注:1級の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるため、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	55.9	59.3	57.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	44.1	40.7	42.3
	最高～最低	49.1～32.5	45.3～30.1	47.0～31.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.0	67.6	66.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.0	32.4	33.6
	最高～最低	38.0～32.5	35.3～30.0	36.6～31.5

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	58.2	60.4	59.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	41.8	39.6	40.6
	最高～最低	45.2～34.0	41.8～34.8	43.4～34.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.0	67.4	66.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.0	32.6	33.7
	最高～最低	38.0～32.9	35.3～30.4	36.6～31.6

⑤ 職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

105.6

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

(参考)

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

100.6

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年取比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年取比率を比較したものであり、人事院において算出



給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 105.6	
	参考	地域勘案 108.3 学歴勘案 104.6 地域・学歴勘案 108.1
比較対象職員の状況	・事務・技術 ①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の141人及び任期付職員欄の2人計143人 143人の平均年齢 43.5歳、平均年間給与額 6,913千円	
国に比べて給与水準が 高くなっている定量的な 理由	①本学園では大学行政・大学運営事務・放送行政等に精通した人材が必要とされており、省庁や国立大学法人等の他機関と人事交流を行っている。これらの機関の多くは、特別都市手当の支給割合が、東京都特別区(平成23年度:18%)等、本学園の本部のある千葉市の特別都市手当(平成23年度:10%)より高い地域にあり、異動保障対象者の割合が職員構成のうち、常に2割以上を占めている。 ②職員構成のうち、人事交流者の割合が約9割を占め、交流元機関から転居を伴い単身で勤務する者が多いため、住居手当の受給者の割合が18.5%(国:15.0%)と高くなっている。 ③本学園の業務の特殊性として、全国へ配信する放送番組の制作がある。本業務を遂行するため、高度な専門性と豊富な知識・経験を持つ課長級相当のプロデューサーやディレクターがおり、番組制作に関して、重大な責任を担っている。そのため、管理職層の割合が18.5%(国:15.4%)と高くなっている。(国は行政職(一)6級相当以上、本学園は課長級以上を対象とした。) ※上記における国の割合については、平成23年国家公務員給与等実態調査の行政職(一)の者の割合を使用。 【主務大臣の検証結果】 職員の大部分を占める人事交流者の地域手当の異動保障と、ディレクターなどの国にはない職種を配置することによる職員構成の違いなどから比較指標は高くなっているが、法人の給与制度は国に準じており、給与水準は概ね適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 56.9% (国からの財政支出額 8,470,036千円、支出予算の総額 14,879,261千円:平成23年度予算)	
	【検証結果】 本学園の職員の給与は、社会一般の情勢及び国家公務員の給与水準を考慮して決定しているが、大学行政・大学運営事務・放送行政等に精通した人材を、省庁や国立大学法人等の他機関から職員構成のうち約9割を人事交流により確保しているため、交流者へ支給する異動保障手当等の処遇により、国に比べ本学園の給与水準が高くなっているものと考えられる。 【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成22年度決算) 【検証結果】 業務運営計画に基づき措置された予算の範囲内で、人件費を含め適切に管理運営を行っている。	
講ずる措置	主務大臣から本学園の給与水準は概ね適正であると検証を受けており、特段、具体的な改善策等を設けず、現状の水準維持を目標と考えるが、今後も国等との円滑な人事交流を継続していく必要性を踏まえつつ、国家公務員給与制度改革の動向や、他法人の給与水準の動向を勘案の上、引き続き給与規則等の見直しを行う。なお、平成24年度の対国家公務員指数(年齢勘案、年齢・地域・学歴勘案)は、平成23年度と同等水準であると見込まれる。	

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減	
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,716,803	千円 2,802,632	千円 △ 85,829	(%) (△ 3.1)
退職手当支給額 (B)	千円 72,687	千円 110,508	千円 △ 37,821	(%) (△ 34.2)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 2,617,762	千円 2,538,734	千円 79,028	(%) 3.1
福利厚生費 (D)	千円 430,428	千円 423,150	千円 7,278	(%) 1.7
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 5,837,680	千円 5,875,024	千円 △ 37,344	(%) (△ 0.6)

#### 総人件費について参考となる事項

##### ・給与、報酬等支給総額について

対前年度比3.1%の減となっているが、これは人員の配置を見直し、退職した常勤職員を非常勤職員で補充することにより常勤の職員数を削減したことによるものである。

##### ・退職手当支給額について

対前年度比34.2%の減となっているが、これは平成22年度は支給対象者の中に勤続年数が25年を超える者がいるなど、一時的に支給額が高額となっていたが、平成23年度は通常の規模であったため減額となったものである。

##### ・非常勤役職員等給与について

対前年度比3.1%増となっているが、これは本学の学生サポートセンターでは、学生等からの電話による問合せ対応及び入学希望者並びに在学生へのフォローコール等の業務を行っているところであり、その支援体制の一層の充実のために人件費及び人材派遣会社への支出費用が増加したことによるものである。

##### ・福利厚生費について

対前年度比1.7%の増となっているが、これは各種共済組合の保険料率が増加しているため、法定福利費が増加したことによるものである。

##### ・最広義人件費について

上記の増減額要因により、対前年度比0.6%の減となっている。

・本学園では、人件費削減計画を策定し、人件費(給与、報酬等支給総額)について、平成17年度を基準として5年間で5%以上の削減を目標としていたところ、計画の最終年度である平成22年度において、目標を大幅に上回る平成17年度比、923,917千円(人件費削減率▲24.8%、人件費削減率(補正值)▲21.6%)の削減を達成をした。

計画の終了した平成23年度においても引き続き①組織・人員配置の見直し、②国家公務員の給与構造改革に準じた給与体系の見直し及び更なる役職員の給与の見直しにより人件費の削減に取り組んでおり、平成17年度比、1,004,560千円(人件費削減率▲27.0%、人件費削減率(補正值)▲23.1%)の削減を行った。

・「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

#### 【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。

(人件費削減の場合)

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	3,726,549	3,693,283	3,557,419	3,325,818	3,005,334	2,802,632	2,716,803
人件費削減率 (%)		△0.9	△4.5	△10.8	△19.4	△24.8	△27.1
人件費削減率(補正值) (%)		△0.9	△5.2	△11.5	△17.7	△21.6	△23.7

注: 基準年度(平成17年度)から平成20年度までの給与、報酬等支給総額は、本学園及び廃止前のメディア教育開発センターの金額の合計値を記載している。

注: 平成23年度の給与、報酬等支給総額の実績は、平成24年6月期の期末手当等において人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を調整した額(△5,186千円)を除いて算出している。

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年度法律第2号)」に基づく国家公務員の給与の見直しに関連した措置として、平成24年4月から、役員及び職員の報酬を減額する措置を講ずることとした。